

寒河江市議会議長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市情報公開条例（平成元年市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第19条の規定に基づき必要な情報を積極的に提供し、市政への理解に資するため、議長交際費の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表内容)

第2条 公表する内容は、議長交際費の支出に関する次の各号に掲げる事項とする。ただし、情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報に該当する場合は、これを公表しないものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出内容等
- (3) 支出金額

(公表方法)

第3条 公表は、毎月行うものとし、交際費支出状況（別記様式）に1月毎の支出状況を取りまとめ、支出した月の翌月の15日までに市のホームページに掲載するとともに、議会事務局において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、議長交際費の公表に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月29日から施行し、平成24年1月1日以降において支出した交際費から適用する。

